

麻薬の取扱いと包括的指示について

第4回「新たな看護のあり方に関する検討会」における主な意見

1 論点整理

(病院)

- 看護師へのアンケート調査結果では、がん疼痛治療を困難にしている原因は、「医療者の認識不足」である。

(「EBM (Evidence-based Medicine) に則ったがん疼痛治療ガイドライン」有用性
—癌治療学会発表—)

- WHOのがん疼痛治療ガイドラインでは、治療の三要素は、政策、教育、薬の有効的な使用である。日本ではこの三要素が、都道府県、病院、病棟により相違がある。

- ターミナルケアのあり方に関する調査結果では、39.9%の病院看護師は「身体症状の緩和ケア」を困難だと感じており、「モルヒネの使用について説明できる」と回答した者は、20.6%と低い。

(わが国におけるターミナルケアのあり方に関する基礎調査、主任研究者：荒尾晴恵、
2002)

- 患者の痛みの全体の流れを、医師と看護師とで話し合い、認識が一致したら、麻薬の増減を看護師に任せている。ただし、看護師の判断で剤型の変更はしていない。

- 麻薬管理における看護師の役割としては、①患者の痛みに対するモニタリング②患者の生活支援、セルフケアの支援、治療への参加を支えること③副作用の管理などである。

(在宅)

- ターミナルケアのあり方に関する調査結果では、46.1%の訪問看護師は「身体症状の緩和ケア」を困難だと感じており、「モルヒネの使用について説明できる」と回答した者は14%と非常に低い。

(わが国におけるターミナルケアのあり方に関する基礎調査、主任研究者：荒尾晴恵、
2002)

- 法規を超えて対応しなければならない緊急事態が発生した場合、臨機応変な対応がどこまでできるのか未整備である。

- 「在宅患者訪問薬剤管理指導の算定」では、麻薬加算は介護保険上月2回まで、医療保険上月4回まで算定できるということになっている。しかし、疼痛緩和に関しては、月に8回、10回と訪問することもまれではない。
- 緊急対応としては、患者から急激な痛みの出現に対して、訪問看護師が主治医に報告、医師は薬局へ麻薬処方指示し、麻薬管理上の手続きを省略して患者宅へ届けることもある。
- 薬剤師は患者に対して、副作用やその対処方法、決められた時間に内服することや急に薬を止めないこと等の麻薬管理指導を行っている。
- 在宅医療で使用されている医薬品、医療用具、衛生材料などは薬局あるいは薬剤師が責任を持って提供している。
- 病院から在宅に移行した際、症状緩和をするために麻薬を頻回に増量しなければならない場合や症状の進行に伴うモルヒネ量の増量が必要になる場合が多い。一定の条件のもとで、看護師の裁量に任せてよいのではないか。
- ただし、麻薬の開始および麻薬の製剤と投与方法の変更については医師が行う必要がある。
- 持続皮下注射は、バルーン式のみが認められており、シリンジ式は認可されていないので認めて欲しい。
- 麻薬の廃棄は独居者の介護の場合、取り扱いが困難である。麻薬が患者宅で不用になった場合、患者の自宅において医療者の立ち会いのもと、トイレに流して処分するのはどうか。
- 麻薬に精通し、使い慣れている看護師や訪問看護ステーションの管理者が責任を持って麻薬の保管ができれば在宅医療の推進につながるのではないか。
- 訪問看護ステーションで、看護師が麻薬を管理することは避け、患者宅や調剤薬局で管理するのが望ましい。

(共通)

- わが国の麻薬消費量は、欧米主要国に比較し少ない。
- 麻薬施用者数および麻薬小売業者数は都道府県により格差がある。
- 診療所における麻薬診療施設数は36%である。

(厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課 麻薬・覚醒剤行政の概況 2001)

在宅での麻薬使用に係る課題の整理

事例 末期がんの患者で在宅において疼痛のために麻薬の内服を開始しており、病気や症状、予後、麻薬の内服方法、副作用についても本人への説明は済んでいる。



MS コンチン+アンベック坐剤
(内服)

疼痛憎悪

看護師による麻薬搬送
患者又は看護に当たらず家族に直接麻薬を交付することが困難である特別な理由があり、患者への麻薬の交付がなければ医療上支障が生じる場合において当該診療施設に所属する看護師が麻薬施用者の指示を受け患者宅に麻薬を搬送することを麻薬交付の補助行為と解し認める。
平成13年5月10日 医薬監麻発第549号
厚生労働省医薬局監督指導・麻薬対策課長通知



MS コンチン増量



内服が困難で注射薬に変更

麻薬の施用の補助
看護師は麻薬施用者の直接の監督又は指示の下に麻薬を注射する等麻薬の施用の補助をする場合は、麻薬取締法第27条第1項に違反しない。
昭和30年10月21日 薬麻第591号
厚生省薬務局麻薬課長



疼痛緩和

患者死亡 麻薬残薬あり

麻薬の交付を受けた病院、薬局等に返却

委員から意見のあった事項

○ 一定条件のもと、麻薬の増量について看護師に任せられないか

○ パルーン式ディスプレイのような麻薬施用者が設定した注入速度が変更できないようなものでなく、注入速度が簡単に変更できるシリンジポンプの使用ができないか。

○ 手続きは簡略化できないか。(例えば、患者宅でのトイレ等での廃棄ができないか。)